

1 面会交流の必要性の有無

(1) 面会交流の必要性

▶一般的には面会交流の必要性があるとしても、監護親が必要と認めない場合は、その意見を尊重すべきではない

▶死別した場合と比較すれば、面会交流の必要性は必ずしもあると言えないのではない

ア 必要性の考慮

面会交流について、監護親から、その必要性がないという理由のみにより拒否される場合がある。

面会交流の一般的な必要性については、既に説明したとおりである(第1章1(2)参照)。そして、具体的には、この一般的な必要性を前提に、具体的な子について、子の利益を最も優先して考慮するとの観点で、その子の利益に反する事情があるか否かを検討して、面会交流の在り方を検討することになる。監護親の面会交流に関する意見は、尊重に値するが、非監護親と意見が異なって裁判所に事件として係属しているわけであるから、客観的に、その必要性は、子の利益に反する事情があるかどうかを考慮するという方法によって、検討されることとなる。

る。これらの把握から、暴力が繰り返されるおそれの程度を推し量ることがある程度可能となる。

暴力等のおそれが回避できるという場合に、初めて、面会交流の在り方を検討することができるが、これには、子又は監護親の精神的被害の有無、回復の程度、子の意思が重要な考慮事項となる。

イ 暴力の有無等の判断資料

暴力等の主張について、他方がこれを争う場合は、これを主張する者において、これを裏付ける資料を提出する必要がある。写真、診断書、保護命令の申立てがされた事例であれば、申立書や陳述書の写し、決定の写し等を提出する必要がある(牧真千子「面会交流についての一考察」松川正毅編『家族と遺産の未来を拓く一本内道洋先生古稀・最高裁判事退官記念論文集』95頁(2018))。PTSDの診断書が提出されている事例では、診断した医師に意見書や診療経過の提出を求めることもある(本多智子「調停実務講座面会交流Ⅱ」調停時報189号51頁(2014))。

暴力に関しては、客観的な資料の提出を求めるほか、当事者双方から事情を聴取するが、監護親に実際に強い恐怖心がある場合は、その聴取が二次被害を引き起こすこともあり得るので慎重な対応が必要である。

ウ 子又は監護親の精神的被害の把握

強度の暴行の事実が認められる場合は、原則的に、強い恐怖心がある

内容見本
(A5判縮小)

が必要である。①は、監護親に強い恐怖心があると、非監護親と対等な関係に立つことができず、その結果、適切な面会交流ができないことに繋がることのほか、このような場合には、②の要件を充たさないことが多いと考えられるからである。②は、監護親の精神的被害の程度や子の年齢等によっては、実施の工夫によって充足できる場合もある。

(ウ) 精神的虐待の場合も、

- ① 過去の行為が子に大きな精神的ダメージを与えていないこと
 - ② 非監護親が、自己の行為を反省し、子との信頼関係が回復されていること
- が必要であろう。

【ケース～解決への調整～】

- ①非監護親は、子の前で監護親に暴力を加えたので、子は非監護親に恐怖感をもっており、面会交流は禁止されるべきである
- ②監護親が不良行為をしたので思わず暴力を加えたが、子はその行為に理解を示しているから、面会交流を禁止する理由はない
- ③暴力や暴言はあったが、それほどひどいものではないし、一方的なものではない。相手方の暴力・暴言の方がひどい

【裁判例57】 最決平25・3・28判タ1391・126 (①事件)

原告人(父)が相手方(母)に対し、長男及び二男との面会交流に係る審判に基づき、間接強制の申立てをした事例である。その許可抗告事件において、決定は、「本件条項は、1箇月に2回、土曜日又は日曜日に面会交流をするものとし、また、1回につき6時間面会交流するとして、面会交流の頻度や各回の面会交流時間の長さは定められているといえるものの、長男及び二男の引渡しの方法については何ら定められていない。そうすると本件審判においては相手方がすべき給付が十分に特定されているとはいえないから、本件審判に基づき間接強制決定をすることはできない」とした。

【裁判例58】 東京高決平26・3・13判時2232・26

原告人(父)が相手方(母)に対し、面会交流を命じた審判の履行を求めて間接強制の申立てをした事案である。審判の主文では、頻度及び

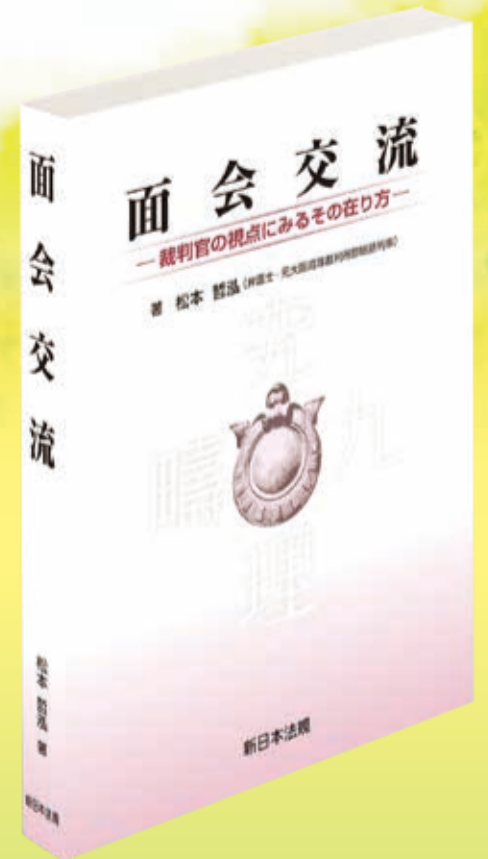
裁判官による事例研究の成果を書籍化!

面会交流

—裁判官の視点にみるその在り方—

著 松本 哲泓

(弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事)



◆大阪高裁家事抗告集中部の事例研究をベースに、最新の面会交流の事例、審判・裁判例を加えて構成し、面会交流の適否やその在り方を解説しています。

◆裁判官、家庭裁判所調査官、家事調停委員、弁護士、当事者等の様々な立場から寄せられた質問をまとめ、調停を進行する立場の視点から「ケース」を随所に設けて解説しています。

◆元大阪高裁第9民事部部総括判事の執筆による客観的な視点に基づいた内容です。

「裁判官の視点」シリーズ 第3弾 面会交流—裁判官の視点にみるその在り方—

シリーズ第1弾・第2弾も好評発売中!

【改訂版】
婚姻費用・養育費の算定
—裁判官の視点にみる算定の実務—



A5判・総頁332頁
定価 4,180円(本体3,800円)
送料460円

〈電子版〉
定価 3,850円(本体3,500円)

離婚に伴う財産分与
—裁判官の視点にみる分与の実務—



A5判・総頁304頁
定価 3,850円(本体3,500円)
送料460円

〈電子版〉
定価 3,520円(本体3,200円)

A5判・総頁338頁
定価 4,730円(本体4,300円)
送料460円

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!
〈電子版〉
定価 4,290円(本体3,900円)

掲載内容

第1章 面会交流の意味

1 面会交流の意味等

- (1) 面会交流の意味
- (2) 面会交流の意義

2 面会交流の法的根拠

- (1) 面会交流の根拠規定
- (2) 面会交流の権利性
 - ア 権利性否定説
 - イ 適正措置請求権説
 - ウ 自然権説(又は固有権説)
 - エ 親権・監護権の一部説
 - オ 監護に関連する権利説
 - カ 子の権利説(子の権利代行説)
 - キ 親の権利であると同時に子の権利であるとの説
- ク 実務
- ケ 平成23年の民法改正後の学説等の状況
- (3) 面会交流を求める権利の具体化
 - ア 権利の具体化
 - イ 面会交流を求める権利の具体化前の行使
 - ▶親である、又は親権者であるという理由で、監護親の同意を得ずに面会交流できるか
 - ウ 面会交流を求める権利の本質的制約
 - ▶監護親には面会交流に応じる義務があるか

3 面会交流についての考え方

- (1) 面会交流について考え方の推移
 - ア 面会交流を原則的に否定する見解
 - イ 面会交流の有用性を肯定する見解
- (2) 我が国における面会交流実施に関する諸説
 - ア 面会交流が子に利益がある場合にのみ肯定する立場
 - イ 禁止事由がないかぎり面会交流を認めるという立場

4 我が国の面会交流の現状

- (1) 面会交流に対する意識等
- (2) 課題等

5 面会交流によって目指すもの

- (1) 愛されているという実感の提供
- (2) 子の自我形成に役立たせること
- (3) より良い監護の環境の提供

6 面会交流の在り方を考えるための二つの要素

- (1) 子の側から考えること
- (2) 父母の協力の必要

第2章 面会交流を求める手続

1 面会交流の申立て

- (1) 協議の先行
- (2) 申立人
 - ア 非監護親
 - イ 監護親
 - ウ 親権喪失宣告を受けた親
 - ▶親権を喪失した親は面会交流できないか
 - エ 嫡出でない子の父親
 - ▶嫡出でない子の父親は面会交流を求める権利はないか
 - オ 養子縁組をした子の実親
 - ▶子が他の養子となった場合、非監護親であった実親は面会交流できなくなるか
 - カ 祖父母・兄弟姉妹等
 - ▶両親に代わり子(孫)を監護していた祖父母は、子を父又は母に引き渡した後、面会交流を求めることができるか

キ 子から求める面会交流

- (3) 相手方
 - ア 父又は母
 - イ 祖父母等の第三者
 - ▶子を非監護親の父母(子の祖父母)が監護養育しているとき、非監護親は、子を引き取る態勢にないが、子に会いたいという場合、祖父母を相手に面会交流を申し立てることができるか
- (4) 申立書
- (5) 管轄裁判所

2 面会交流調停

- (1) 面会交流調停の在り方・調停の実際
 - ア 調停の役割
 - ▶調停は面会交流を原則実施するとの方針で進められるとの批判を裁判所はどのように受け止めているか
 - イ 調停における姿勢
 - ウ 調停手続の概観
 - エ 一般的な進行のステップ
- (2) 期日における進行
 - ア 事情把握
 - イ 当事者の面会交流に対する理解促進
 - ウ 子の意思・意向・心情の把握
 - エ 面会交流の試行
 - ▶監護親が子の拒否を理由に試行的面会交流に応じないという場合、その実施は可能か
 - ▶監護親が子に非監護親を親と認識させていない場合に、試行的面会交流を子に非監護親が親と知られないような方法で実施することは可能か
 - オ 実施のための手続・内容の具体的検討
- (3) 家庭裁判所調査官の関与
 - ア 家庭裁判所調査官が関与する場合
 - イ 家庭裁判所調査官の期日立会い
 - ウ 調査における注意事項
 - ▶調査官による調査が行われる場合に当事者が注意すべき事項があるか
 - エ 面会交流事件における調査
- (4) 調停進行手続の問題
 - ア 当事者の不出頭
 - ▶相手方が調停期日に出席せず、何の応答もしないとき、調停はどのように進められるか
 - イ 当事者の非協力
 - ウ 書面の提出
 - エ 離婚事件や監護者指定事件等が係属する場合
 - ▶監護親が、面会交流すると監護者指定の事件で不利になる可能性があるので応じられないという場合、調停はどのように進められるか
 - ▶監護親は離婚請求をしているが、離婚に応じなければ、面会交流に応じないと主張する場合、調停はどのように進められるか

3 子の面会交流手続への参加

- (1) 面会交流の必要性
 - ▶一般的には面会交流の必要性があるとしても、監護親が必要と認めない場合は、その意見を尊重すべきではないか
 - ▶死別した場合と比較すれば、面会交流の必要性は必ずしもあると言えないのではないか
- ア 必要性の考慮
- イ 子の視点で考える必要

3 子の面会交流手続への参加

第3章 面会交流実施の適否・可能性

1 面会交流の必要性の有無

- (1) 面会交流の必要性
 - ▶一般的には面会交流の必要性があるとしても、監護親が必要と認めない場合は、その意見を尊重すべきではないか
 - ▶死別した場合と比較すれば、面会交流の必要性は必ずしもあると言えないのではないか
- ア 必要性の考慮
- イ 子の視点で考える必要

ウ 元夫婦の関係と親子の関係の区別の必要

(2) 合意のない面会交流

- ▶非監護親は、監護親の承諾がなくても、学校等において子に面会することができるか

2 非監護親に関わる阻害要因

- (1) 連れ去りのおそれ
 - ▶非監護親に過去に連れ去り行為があった場合でも面会交流が認められるか
 - ▶調停の手続中に住所を秘匿している監護親の住所を探索して、知人、親族に執拗に聞きまわっている場合、連れ去りのおそれはないか
 - ▶非監護親が、子の引渡請求をしている場合、子の連れ去りのおそれが大きいといえるか
- ア 阻害要因としての連れ去りのおそれ
- イ 連れ去りのおそれが認められる場合
- ウ 面会交流を可能とする条件

(2) 面会交流適性

- ▶統合失調症による入院中だが、面会交流できるか
- ▶統合失調症で入院したが、退院したので、子と面会したいとの申出は認められるか
- ▶非監護親は、足が悪く、活発な幼児を託するには不安があるが、立会人を付けての面会交流を拒否している。この場合、面会交流を認めることができるか

- ア 非監護親の面会交流適性
- イ 面会交流が制限される場合

(3) 暴力的傾向

- ア 子に対する暴力・虐待
 - ▶非監護親が子に暴力を加えたことがある場合、面会交流は可能か
 - ▶非監護親が、監護親に対して、暴力を加えてきた場合、面会交流は可能か
 - ▶非監護親は、子や監護親を、激しい言葉で罵ってきたが、このような場合に面会交流可能か
 - ▶非監護親にモラルハラスメントがある場合、面会交流は認められるか
- イ 現に暴力等を加えるおそれが否定できない場合
- ウ 過去の暴力
- エ 監護親に対する暴力
- オ 他者に対する暴力
- カ モラルハラスメント
- キ いわゆるネグレクト
- ク 厳しい嫉
- ケ 面会交流を可能とする条件
 - ▶過去に暴力があった場合でも面会交流が可能なのはどのような場合か

(4) 性的虐待・性的不適切行為

- ▶非監護親に性的不適切行為があると主張された場合、これをどのように考慮するか
- (5) 非監護親の犯罪傾向
 - ア 反社会的組織所属
 - ▶非監護親が反社会的組織に属している場合、面会交流を制限できるか
 - イ 違法行為への参加
 - ウ 刺青
 - エ 前科がある場合

(6) 不適切な職業

- ▶非監護親が違法な職業、又は不道德な職業に就いているという事実は、面会交流を制限する理由となるか
- ア 違法な職業
- イ 不道德な職業等

(7) 非監護親の不適切な生活態度等

- ア 非監護親の自己中心的な性格
 - ▶非監護親が著しく自己中心的である場合、面会交流を制限できるか
- イ 自堕落な生活態度等
 - ▶非監護親が怠惰な生活を送っている場合、面会交流を制限できるか

(8) 思想・宗教等

- ▶非監護親が、過激思想をもち、あるいは宗教活動に熱心な場合、面会交流の制限事由となるか
- ア 思想・宗教
- イ 美意識等

(9) 非監護親の有責性

- ア 非監護親が子を置いて別居した場合
 - ▶非監護親が子を置いて出て行ったことは、面会交流を拒否する理由となるか
- イ 非監護親の異性関係
 - ▶離婚前の非監護親が、他の異性と交際している場合、面会交流は許されるか
 - ▶異性との交際が離婚後である場合、これが面会交流制限事由となることはあるか

(10) 監護親が面会交流を求める意図(動機)に問題がある場合

- ア 子の引取りの前提条件整備を目的とする場合
 - ▶非監護親の真意は、子を引き取ることにあり、そのための方法として、面会交流を求める場合、面会交流は認められるか
- イ 復縁・嫌がらせ目的の場合
 - ▶非監護親の面会交流を求める真意が、子より、監護親に会うことにある場合、面会交流は認められるか
- ウ 祖父母等の第三者に会わせるのが目的の場合
 - ▶面会交流の際に子をその祖父母と会わせることは制限すべきか

- エ 非監護親が、子との親子関係を否定している場合
- オ 監護状況監視の目的
 - ▶監護親の監護状態が適切かどうかを監視する目的での面会交流は認められるか

(11) 監護親の監護方針への過度の介入

- (12) 非監護親の養育費不払
 - ▶非監護親が養育費の支払をしない場合、面会交流を拒否できるか
 - ▶養育費の支払を面会交流実施の条件とすることができるか

(13) 面会交流のルールの不遵守

- ▶非監護親が面会交流の約束を無視して、定められた日時以外での面会を求め、勝手に子に会ったりする場合、今後の面会交流を禁止できるか
- ▶非監護親が、合意した以外に、学校を覗いたり、たまたま会ったといって子を塾に送って行ったりする場合、今後の面会交流を禁止できるか
- ▶非監護親は、毎回、子を返す時間に遅れるが、面会交流を禁止できるか
- ▶子から監護親の住所や交際相手に関する情報を入手しようとする行為は面会交流を禁止する理由となるか

- ▶非監護親が面会時の子の動画等をネットで公開するおそれがある場合、面会交流を禁止できるか
- ア 面会交流のルール遵守の必要性
- イ 面会交流のルール
- ウ ルール違反による面会交流の制限

3 監護親又は子に関わる阻害要因

- (1) 監護親がその住所を秘匿している場合
 - ア 住所秘匿と面会交流の可否
 - ▶監護親の住所秘匿は、面会交流を拒否する理由となるか
 - イ 住所秘匿のまま面会交流を実施することの可能性
- (2) 監護親の心身状況
 - ア 監護親の心身状況の子の監護への影響
 - イ 監護親の精神的な問題が非監護親との関係に起因する場合
 - ウ 監護親の精神的な問題が非監護親との関係に起因しない場合
- (3) 監護親の再婚と子の養子縁組
 - ▶監護親が再婚し、子が再婚相手の養子となった場合に、非監護親である実親との面会交流は認められるか
 - ア 養子縁組がされた場合の子と実親の関係の在り方
 - イ 面会交流の可否
 - ウ 面会交流を可能とする条件
- (4) 子が非監護親を親と認識していない場合
 - ▶監護親が、子に非監護親は死んだと説明している場合、面会交流は可能か
 - ▶監護親が子の親を再婚相手と説明しており、子が実親を親と認識していない場合に、実親との面会交流を認めることができるか
 - ア 長期別居等による場合
 - イ 養親を実親と認識している場合
 - ウ 面会交流を可能とする条件

- (5) 子の意思・意向
 - ア 子が面会交流を拒否する場合の面会交流の必要性
 - ▶子が拒否する場合でも面会交流は必要か
 - イ 面会交流を可能とする条件
 - ウ 子の年齢が比較的低い場合
 - エ 子の年齢が10歳程度の場合
 - オ 子の年齢が比較的高い場合

- (6) 子の年齢、兄弟姉妹間の関係
 - ア 子の年齢が低い場合
 - ▶子の年齢が低い場合、面会交流は可能か
 - イ 兄弟姉妹を別々に扱うことの可否
 - ▶非監護親が複数の子の内の一人だけとの面会交流を求めるが、これは許されるか
 - ウ 兄弟姉妹の年齢差等
 - ▶兄弟の年齢差が大きい場合、一緒に面会交流をするのが妥当か
 - ▶兄弟の興味や関心に大きな違いがある場合、一緒に面会交流をするのが妥当か
 - エ 異父母兄弟姉妹が存在する場合の面会交流
 - ▶養親家庭において、子に異母兄弟又は異父兄弟が存在する場合の面会交流はどのように行うか

- (7) 子の疾患

4 父母間の強度の紛争

- (1) 感情的対立が激しい場合
 - ▶父母間の紛争が激しい場合、面会交流は実施できるか
 - ア 面会交流の可否
 - イ 面会交流を可能とする場合
- (2) 面会交流によって紛争の再燃が懸念される場合
- (3) 父母間の紛争が監護親の精神的な症状をもたらした場合

5 面会交流試行により生じた問題

- (1) 面会交流の実施が子の精神状況に影響を与える場合
 - ア 面会交流後の精神的不安定
 - イ 面会交流後のわがまま
 - ウ 非監護親への思慕増強
 - ▶別居して子がようやく落ち着いてきたときに、面会交流をすれば、子の気持ちが乱れ、子のためにならないのではないか
- (2) 面会交流時の子の嫉・指導等
- (3) 子の期待や信頼を失う行為
 - ア 子にとって有意義な面会交流の必要
 - イ 子の信頼喪失行為
 - ウ 子の人格尊重の必要
- (4) 面会交流の実施が監護親の過度の負担となる場合

第4章 面会交流実施へ向けた配慮・工夫

1 面会交流に対する心構え及び準備

- 2 子の年齢に応じた配慮
- 3 子の性格等への配慮
- 4 親愛関係に応じた配慮
- 5 過去に面会交流が実施されていた事例

第5章 面会交流実施の方法

- 1 直接交流
- 2 間接交流

第6章 面会交流実施要領

- 1 実施要領の必要性
- 2 実施要領の作成

第7章 面会交流の履行確保

- 1 履行勧告
- 2 強制執行
- 3 再調停
- 4 損害賠償請求
- 5 親権者・監護者変更の申立て

索引

- 事項索引
- 判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。また、第4章以降の細目次は省略してあります。

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

(2022.12)5100251Q

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。